

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	就学援助システム運用保守業務		
発 注 課	教育推進課		
選 定 事 業 者	株式会社アイティフォー		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務の円滑な実施にあたっては、就学援助システム（以下、「本システム」という。）のプログラム構成やデータベース方式等について熟知していることが不可欠である。 本システムは、株式会社アイティフォーが同社のパッケージ製品を本市向けにカスタマイズすることにより構築したシステムであり、システムの著作権が同社に帰属しているため、他の業者が本システムのデータベース構造、データベース方式、機能、特性及び制約条件を把握することはできず、本業務を履行することは不可能である。 以上のことから、本件委託業務の履行が可能な者は、上記選定事業者以外において他にないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約とする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）		
決 定 日	令和4年2月14日		